

子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題の複雑化・多様化
→学校だけで解決することが困難



学校と地域が目標やビジョンを共有&連携・協働
(子どもたちがどのような課題を抱えているのか・どのような子どもを育てていくのか等)



社会に開かれた教育課程の実現
(解決に向けて地域と学校が一体となり、明確な教育課程のもと連携・協働により実現を図る)

★国・県の動向（以下、「CS」=コミュニティ・スクール）

- H29.3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正（同年4月施行）→学校運営協議会の設置を教育委員会の努力義務とする
- H30.6 第3期教育振興基本計画（閣議決定）→CS…全公立学校への導入を目指す（R4年度まで）／本部…全小中学校区での推進を目指す（R4年度まで）
- R4.3 CSの在り方等に関する検討会議最終まとめ→提言「教育長のリーダーシップの下、教育委員会が主体的・計画的にすべての学校へのCS導入を加速」
補助事業「地域と学校の連携・協働体制構築事業」→補助要件の強化（全校導入に向けた計画の策定）
- R5.6 次期教育振興基本計画が閣議決定→全ての公立学校に地域と連携・協働する体制を構築するため、CSと地域学校協働活動の一体的な取組を一層推進

国…市町村における地域と学校の協働活動を支援する補助事業の要件として、CSの全校導入に向けた計画の策定を求めるなど、導入促進に向けた働きかけをしている。

県…国の方針を受け、全ての公立学校へ学校運営協議会制度を導入することを目指し、地域と学校の組織的・継続的な連携・協働体制が確立されるよう推進している。

学校運営協議会を設置し、**学校と地域が目標や課題を共有しながら、児童生徒・教職員にとって、よりよい教育環境をつくる**ことをめざす。

また、地域の意見を学校運営に反映し、地域学校協働本部と連携・協働しながら「**社会に開かれた教育課程**」の実現を推進する。

★学校運営協議会とは…

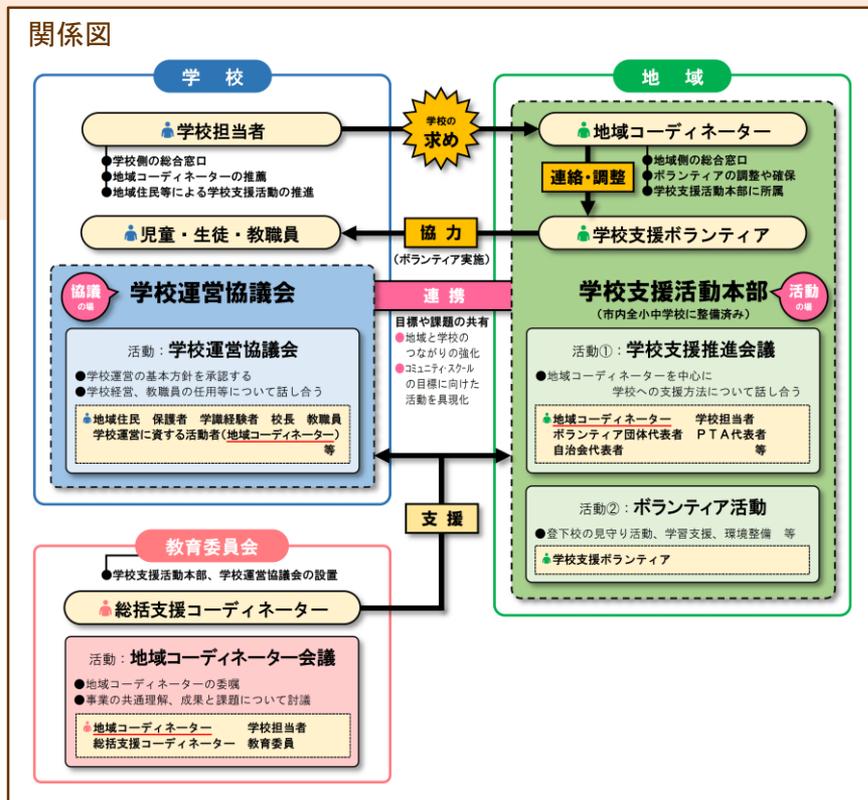
「地域とともにある学校づくり」をめざし、法律に基づき教育委員会により任命された委員が、一定の権限や責任をもって学校の運営や、必要な支援について協議する合議制の機関。

★学校支援活動本部とは…

地域住民、保護者、ボランティア団体等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」をめざして、学校と地域が連携して行う様々な活動を行う組織。

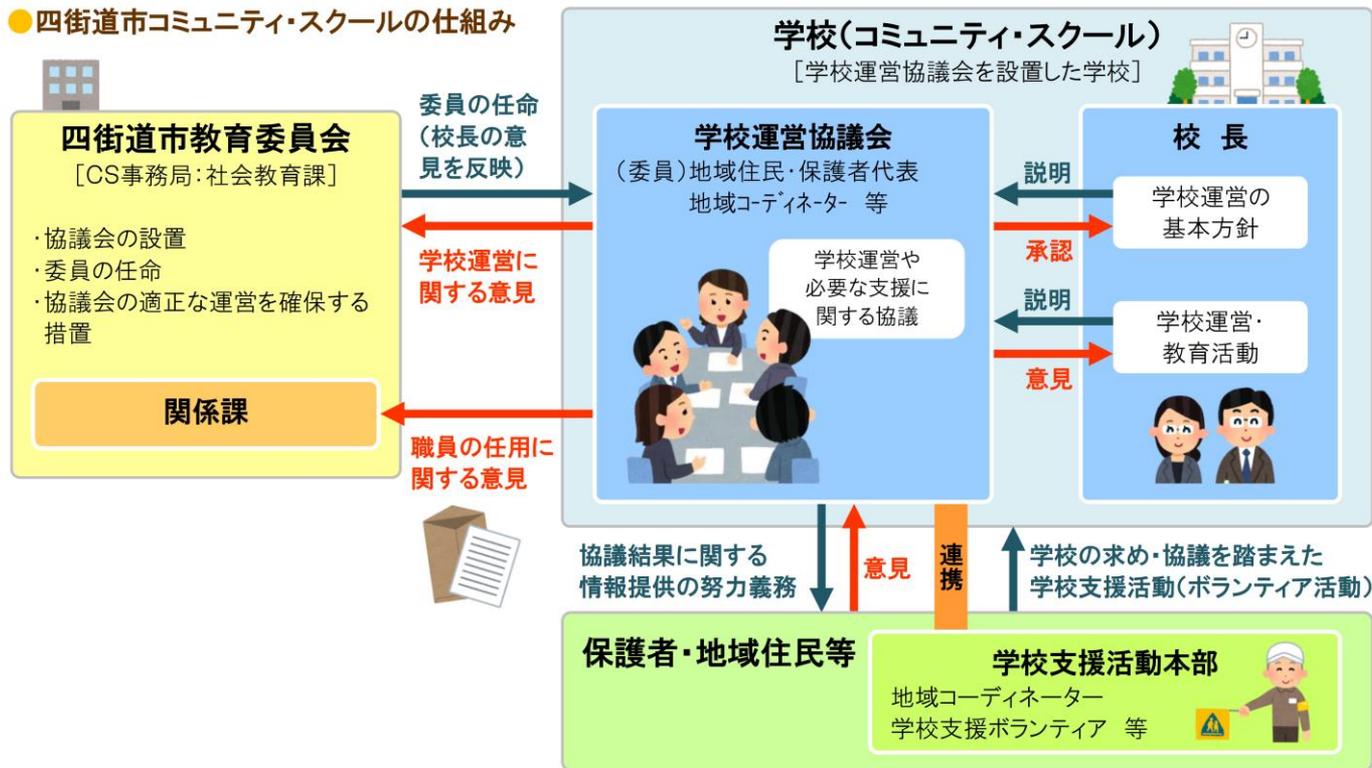
四街道市では、学校支援ボランティア（学校支援活動事業）がこれにあたる。

* 国や県で扱われている「地域学校協働本部」とは異なる。



コミュニティ・スクール(CS)とは、**学校運営協議会**を設置した学校のこと。四街道市では、下図のような仕組みのもと事業を行っている。

● 四街道市コミュニティ・スクールの仕組み



(1) 校長の作成する学校運営の基本方針を承認する

- ・校長は、その基本方針に沿い、その権限と責任において学校運営を行う。

(2) 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる

- ・「挨拶指導の徹底」や「授業でのICTの積極的な活用」等の生徒指導や授業、また学校行事等について。
- ・多様な立場の委員が考えている学校の魅力や課題等について共有することで、教職員の改善意識の高まり、地域住民等による改善に向けた支援が期待できる。

(3) 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、 教育委員会に意見を述べるができる

- ・学校の課題解決や、校内体制の充実を図る観点での意見を述べるができる。

- (例)
- ・タブレット活用の推進のためにICT教育のリーダーになれる教員の配置
 - ・小学校に中・高の英語の免許を所有する教員の配置
 - ・この学校の教員は、失敗しても挑戦を認め、失敗から学ばせられる教員であって欲しい 等

***特定の教職員についての意見を出すことはできない。**



注意

★学校運営協議会が、校長や教育委員会に対して意見を述べるときには、委員個々の意見としてではなく、協議会という合議体としての意見となる。

メリット1

職員の異動があっても、協議会によって地域との組織的な連携・協働体制がそのまま継続できる「**持続可能な仕組**」ができる

メリット2

「学校運営の基本方針の承認」を通して、学校や地域、子どもたちが抱える問題に対して関係者が、当事者意識をもち「**役割分担をもって連携・協働による取組**」ができる

メリット3

協議会を通して、子どもたちの課題、地域でどのような子どもを育てていくのか、何を実現していくのかという「**目標・ビジョンを共有**」できる

学校運営に様々な立場の方々が参画し、学校の課題や目標を共有することで学校を支援する取組が充実するとともに、関わる全ての人に魅力が広がる



子ども にとっての 魅力



- 子どもたちの学びや体験活動が充実する
- 自己肯定感や他人を思いやる心が育つ
- 地域の担い手としての自覚が高まる など

保護者 にとっての 魅力



- 学校や地域に対する理解が深まり、家庭教育との相乗効果が生まれる
- 地域の中で子どもたちが育てられているという安心感がある
- 保護者同士や地域の人々との人間関係が構築できる

教職員 にとっての 魅力



- 地域の人々の理解と協力を得た学校運営や「開かれた教育課程」の実現が可能となる
- 地域人材を活用した教育活動が充実する
- 地域の協力により子どもと向き合う時間が確保できる

地域 にとっての 魅力



- 経験を生かすことで生きがいや自己有用感を感じる
- 学校が社会的につながり、地域のよりどころができる
- 学校を核とした地域ネットワークが形成され、地域の課題解決につながる など

下表に掲げる区分のうちから**12名以内**

四街道市学校運営協議会規則第3条の1・2

(任用の手続きは、当該学校長より推薦書が教育委員会に提出され、教育委員会より任命する)

号	区 分	構成例
1	対象学校の所在する地域の住民	元学校評議員、自治会長、民生委員・児童委員、地域ボランティア など
2	対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者	保護者代表、PTA会長、PTA役員、おやじの会 など
3	対象学校の運営に資する活動を行う者	地域コーディネーター
4	学識経験を有する者	市立小中学校・幼稚園・保育園の職員 など
5	対象学校の校長	校長
6	対象学校の教職員	副校長、教頭、主幹教諭、教諭 など
7	その他教育委員会が適当と認める者	行政職員

任期は**1年間**(4月1日～翌年3月31日)

四街道市学校運営協議会規則第3条の4

・次年度は、新任・再任にかかわらず任命書を交付。

年4回開催(5月・8月・12月・2月)

第1回 (5月)

- 委員の任命、会長及び副会長の選出
- 協議…**学校運営について(基本方針の承認および意見)**
- 報告及び意見交換

第2回 (8月)

- 協議…**教職員の任用について**
- 報告及び意見交換

第3回 (12月)

- 協議…**学校、家庭、地域との連携・協働について**
- *授業参観、給食試食

第4回 (2月)

- 協議…**学校運営に関する評価
次年度の学校運営について**
- 報告及び意見交換
- *授業参観

話し合いのテーマの例

- ◎地域全体でどのようにして子どもたちを育てていくか
 - ◎子どもたちの安全をどのように見守っていくか
 - ◎教育活動に地域の力をどのように生かしていくか
 - ◎携帯、タブレット、SNSの取り扱いについて
 - ◎教職員の働き方改革を進めていくために、地域と協働していけることは何か
- など

*その他、会議以外の行事にも出席する場合もある

Q 1 すでに地域連携がうまくいっています。それでも学校運営協議会は必要でしょうか？

A 社会や学校を取り巻く課題が複雑化・困難化している昨今の状況において、それらの課題に適切に対応するために、地域と学校がパートナーとなり、「社会総がかり」で対応することが求められています。そのためには、**地域と学校が、今まで以上に組織的かつ継続的に連携・協働できる体制を構築**する必要があります。

学校運営協議会では、学校と地域住民等が目標やビジョンを共有し、地域住民が教育の「当事者」として学校運営や子どもたちの教育活動に積極的に参画することができます。

すでに地域連携がうまくいっているのであれば、**既存の仕組みを土台として学校運営協議会に移行することで、学校と地域がより強固に連携・協働できる体制を確立**し、学校支援活動だけでなく、地域の特性を生かした学校づくりや課題解決に向けた取組を進める必要があります。

Q 2 学校運営協議会制度の導入により、教職員の負担が増えるのではないのでしょうか？

A 学校運営協議会の設置前後は、**学校運営協議会の組織や活動の立ち上げに関する事務等が一時的に増える**ことがあります。しかし、学校運営協議会の活動が軌道に乗った後は、学校運営や課題の解決に当たって、**学校・家庭・地域が適切な役割分担をすることにより、全体として教職員の負担は減少**することになります。

また、学校評価や地域連携に関する複数の会議を、学校運営協議会で扱う事項として統合するなどして組織の精選や会議の回数を減少させることができます。さらに、教職員が地域の様々なネットワークとつながり、顔が見える関係になることで、学校に対する苦情が減るなどの効果が現れています。

Q 3 教職員の任用に関する意見の申出により、教職員人事に混乱は生じないのでしょうか？

A 教職員の任用に関する意見は、「地域の特性を生かした教育活動を充実させるための教職員配置」等、校内体制の充実を図る視点から述べられるものであり、意見の多くは校長の学校経営ビジョンを後押しするものです。

また、**学校運営協議会は合議体の機関なので、個人的な意見が尊重されるものではありません。**そのため、**教職員人事に大きな混乱が生じることはありません。**

*教職員の任用に関する意見の対象となるのは、採用等に関する事項であり、分限処分、懲戒処分などについては対象とはなりません。（市学校運営協議会規則11条）

Q 4 学校運営協議会と学校評議員の違いは何ですか？

A 主な違いは以下のとおりです。（人数・任期・報酬・開催回数は自治体によって異なる場合があります）

学 校 運 営 協 議 会		学 校 評 議 員
「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の5(H16.9.9施行・H29.3.31改正) →教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、 学校運営協議会を置くように努めなければならない。(努力義務)	法 令 上 の 根 拠 等	「学校教育法施行規則」第49条(H12.4.1施行) →各学校等は設置者の定めるところにより、 学校評議員を置くことができる。(任意設置)
保護者や地域の方々が一 定の権限をもって学校運営に参画 することにより、「目標やビジョン」を共有して、社会総がかりで子供たちの 健全育成や学校運営の改善に取り組む 。	目 的	校長が、必要に応じて学校運営に関して、保護者や地域の方々の 意見を聞く 。
法律に基づき教育委員会より任命された 委員が、一定の権限と責任をもって、学校の学校運営とそのために必要な支援について協議する合議体の機関 。	位 置 づ け	校長が、必要に応じて 学校運営に関する保護者や地域の方々の意見を聞くための制度。合議体ではない 。
教育委員会が任命 。(委員の身分は、非常勤特別職の地方公務員)	任 命	校長が推薦し、 設置者が委嘱 。 * 評議員の委嘱を、学校設置者から校長に委任することが可能(H27～)
以下の 権限を有する 。 ①学校の運営に関する基本的な方針について承認する。 ②学校の運営に関して、教育委員会または校長に意見を述べる権限。 ③学校の教職員の任用に関して意見を述べる権限。	主 な 内 容	・校長の求めに応じ、個人として意見を述べる。 ・学校評議員に意見を求める事項は校長が判断する。 * 学校運営に関して何らかの 拘束力や制約のある決定等を行うものではない
1校につき 12人以内	人 数	1校につき 5人以内
4月1日～翌年3月31日の 1年	任 期	4月1日～翌年3月31日の 1年
あり	報 酬	あり
4回程度 (特に決まりはない)	開 催 数	3回 (学期に1回)